

加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務に係る仕様書

1 契約事業名 加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務

2 業務の目的

発注者が実施する英語活動支援事業において、市内の学校園に外国語指導助手(以下「ALT」という。)を派遣し、ALTを交えた授業や活動を中心に、本市における英語教育の充実及び国際理解教育の進展を図る。

3 契約形態

本事業は、労働者派遣契約によるものとする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

※なお、各学校に対する派遣業務説明や派遣業務に係る事前調整については、契約締結日から実施する。

5 業務実施場所

下記学校園及び発注者が指定する場所

加古川市立小学校	26校
加古川市立中学校	11校
加古川市立義務教育学校(前期課程・後期課程)	1校
加古川市立加古川養護学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)	1校
加古川市内幼稚園・こども園・保育園のうち派遣を希望する園	(令和5年度実績 43園)

※各学校園の所在地については、仕様書別紙1「ALT配置先一覧」のとおり。

なお、契約期間中に学校園の増・減・統合もあり得る。

6 派遣人数 15名

7 勤務日数及び時間等について

(1) 発注者が依頼する配置日は、1年1人につき、200日程度を予定している。

(2) 原則として月曜日～金曜日とする。

※学校行事等の関係で、事前に双方の合意がある場合は、月曜日～金曜日以外においても業務日とすることができる。

※発注者が主催する行事等への参加は、学校の休業日や長期休業中も含む。

(3) 就業時間は午前8時30分～午後4時15分を基本とし、休憩時間45分を除き、実働7時間とする。

なお、就業開始時間は、学校の実情に応じて変更できるものとする。その際、就業終了時間も併せて変更となる。

8 配置内容

(1) 各学校園への配置日数(時間)については、仕様書別紙2「ALT配置計画(案)」を基準とする。

○1学級あたりの年間配置授業数は、次の通りを予定しているが、総コマ数に大きく変動のない範囲で学年ごとのコマ数を増減することもある。

小学校・義務教育学校(前期課程)	1・2年生	3コマ程度
小学校・義務教育学校(前期課程)	3～6年生	23コマ程度
中学校・義務教育学校(後期課程)	1～3年生	16コマ程度

1日の平均授業時間数は4コマ(最大5コマ)とする。

○加古川養護学校への配置日数 年間10日間

○加古川市内幼稚園・こども園・保育園への配置日数

市立の園については、学期中を中心に園ごとに3日間(ただし午前または午後のみ)、その他の園については、小・中・義務教育学校の夏季休業期間を中心に園ごとに1～3日間(ただし午前または午後のみ)とし、仕様書別紙3「夏季休業中の配置実績(R5)」を基準とする。

なお、幼稚園・こども園・保育園で活動する時間以外は、小・中・義務教育学校で就業することとする。

※具体的な年間の配置計画については、受注者が各学校園から提出された配置希望計画に基づき、学校園と調整して作成し、発注者の承認を得る。

(2) 発注者が主催する事業(ENJOYチャレンジ、イングリッシュ・デイキャンプ、オールイングリッシュデイなど)

(3) 発注者が主催する研修の講師

9 業務の主な内容

○受注者

(1) ALT派遣業務を円滑に履行するために必要な以下の業務

①ALTに対して、学習指導要領及び本市採用教科書等の内容、その他業務遂行に必要な内容の研修実施

②発注者・学校園・ALTとの連絡調整

③ALT業務遂行状況の報告

④ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の発注者及び配置校園への事前報告及び代理のALTの派遣対応

※ALTが欠勤、遅刻、早退等を行った場合は、発注者又は配置校園の校園長の指示のもと、代替講師の派遣及び就業時間の変更等について相談する。

⑤ALTに対して指導方法等の助言及び教材作成支援

- ⑥ALTに対する学校園からの要望・苦情等への対応
- ⑦発注者が実施する研修会等への協力及び出席
- ⑧学校園への定期的な授業視察、アンケート等の実施

(2) 教材の提供

- ①学習指導要領や本市採用教科書に即したレッスンプラン
(教員とALTの役割が明確にされているものが望ましい。)
- ②小・中・義務教育学校パフォーマンステストのモデル案
- ③幼稚園・こども園・保育園向けレッスンプランとレッスンの際に使用するフラッシュカード等の付属教材及び絵本

○ALT

(1) 発注者又は配置校園の校園長の指示に従い、教員の指導のもと、次に掲げる業務に従事する。

- ①指導内容や指導方法に関する教員との事前の打合せ
- ②教員と協力した効果的なティームティーチングの実施
- ③外国語活動、外国語科及び国際理解に関する総合的な学習の時間・特別活動(以下、「教育活動」という。)に関する教材作成や採点業務、並びに教育活動への参加及び支援
- ④パフォーマンステストの実施及び採点
※パフォーマンステスト実施日にはALTを複数配置する。
- ⑤校内研修等、授業方法の工夫改善への支援

(2) 発注者が主催するイベント等への参加

- ①学校の休業日・長期休業中に、幼児児童生徒とのコミュニケーション体験活動への参加及び指導補助
 - ②ENJOYチャレンジ(年20日程度実施、各日ALT最大15人参加、可能な限り15人に近づけること)の教材作成やENJOYチャレンジにおける面接
 - ③イングリッシュ・デイキャンプ(年2日実施、各日ALT最大15人参加、可能な限り15人に近づけること)
 - ④オールイングリッシュデイ(両荘みらい学園で年1日実施、ALT最大15人参加、可能な限り15人に近づけること)
- ※②、③、④については、実施予定であり内容が変更になる場合もある。

10 ALTの条件

- (1) 母語が英語であるか、同等の英語力を有し、大学卒業またはこれと同程度以上の能力を持ち合わせ、指導技術においても優れていること。
- (2) 小中学生への指導経験を有し、受注者において指導方法等の研修を受けていること。
- (3) 小学校及び義務教育学校(前期課程)のALTは、小学校学習指導要領「外国語活動」「外国語」の目標を理解し、外国語教材・使用教科書等の内容に精通し、教員と協働できること。

- (4) 中学校及び義務教育学校（後期課程）のALTは、中学校学習指導要領「外国語」の目標を理解し、使用教科書に精通し、教員と協働できること。
- (5) 就労に適したビザを持っていること。
- (6) 日本語による意思疎通が図れ、授業の打ち合わせ等が簡単な日本語でできること。
- (7) 市内の広範囲にわたる複数の学校園で勤務可能であり、自分自身で移動が行えること。

1.1 ALTの服務

- (1) 発注者及び派遣された学校園の信用を失墜するような行為をしないこと。
- (2) 業務上知り得た秘密を、契約中及び契約終了後についても漏らしてはならない。
- (3) 業務上の遂行に際して、宗教活動や政治活動を行ってはならない。
- (4) 学校教育にふさわしい態度・服装等で臨み、また学校園管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- (5) 就業時間（休憩時間を除く。）においては、注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

1.2 ALTの交替について

- (1) ALTが誠実に業務を遂行しない場合や、幼児児童生徒、教員、発注者等との関係が円滑にいかない場合は、受注者が適宜指導を加えるものとする。
- (2) 指導後、改善の見込みがない場合は、発注者との協議のうえ交替するものとする。

1.3 報告書等書類の提出について

- (1) ALTの名簿、経歴書
- (2) 月別業務実施報告書（実施翌月15日まで、ただし、令和10年3月は当月月末まで）

1.4 その他

- (1) 業務中の災害または通勤による災害に対する補償については、受注者の定めるところによるものとし、発注者及び学校園は当該ALT及び受注者に対し賠償責任等は一切負わないものとする。但し、発注者及び学校園の故意による場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、受注者又はALTの故意または過失により、発注者、幼児児童生徒、教職員等に損害を与えたときはその損害を賠償する。
- (3) 派遣業務を円滑に遂行するため、受注者と発注者においてそれぞれ責任者を選任する。
- (4) ALTからの苦情の申し出を受ける者は、受注者及び発注者の責任者とし、これらが連携し誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果をALTに通知する。
- (5) 本業務に係る交通費は、受注者が支給するものとする。
- (6) ALTが当該校において初めて打ち合わせ等で訪問する際には、受注者（日本語も英語も話せるスタッフ）も参加する。
- (7) 配置校園等で臨時休業が発生した場合、基本、教職員と同様の勤務とする。
- (8) 感染症や社会情勢等、受注者の責に帰さない事由によりALTの派遣が困難となる事情が発生した場合は、発注者と協議のうえ、オンライン授業等を実施する。
- (9) 学校園が1週間を超える長期臨時休業となる場合には、児童生徒が活用できるデジタル

教材等 ICT を活用した学習支援を、発注者の要望に合わせて提供できるようにする。

※Chromebook で視聴可能な仕様であること。

- (10) 本業務履行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者で協議して定める。